２　ＮＨＫは、前項の所定の手続きにあたり、申込書記載の内容を確認できる資料の提出を受信契約者に求めることができる。受信契約者が要求された資料を提出しない場合、または当該資料によって申込書記載の内容を確認できない場合には、ＮＨＫは、前項に定める特例を適用しないことができる。	２　ＮＨＫは、前項の所定の手続きにあたり、申込書記載の内容を確認できる資料の提出を放送受信契約者に求めることができる。放送受信契約者が要求された資料を提出しない場合、もしくは当該資料によって申込書記載の内容を確認できない場合には、ＮＨＫは、前項に定める特例を適用しないことができる。
３　第１項に定める特例を適用された受信契約者は、申込書記載の内容に変更が生じたときは、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。	３　第１項に定める特例を適用された放送受信契約者は、申込書記載の内容に変更が生じたときは、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。
４　（略）	４　（略）
（事業所契約に関する特例（事業所割引）） 第５条の５　事業所契約を締結する場合において、１の者が、同一敷地内に設置した受信機およびＮＨＫの配信の受信に用いる通信端末機器すべてについて必要な受信契約を締結しており、その契約件数が免除基準の「全額免除」が適用される受信契約を除き合計２件以上であり、支払期間を同じくして一括して受信料を支払う場合は、所定の手続きを行なうことにより、同一敷地内に設置した受信機およびＮＨＫの配信の受信に用いる通信端末機器についての受信契約のうち１件を除外した残りのそれぞれについて、受信料額から、その半額を減じて支払うものとする。この場合、除外する１件については、受信契約のうち、衛星契約、地上契約、特別契約の順位で適用する。	（事業所契約に関する特例（事業所割引）） 第５条の５　事業所等住居以外の場所に設置する受信機について放送受信契約を締結する場合において、１の者が、同一敷地内に設置した受信機すべてについて必要な放送受信契約を締結しており、その契約件数が免除基準の「全額免除」が適用される放送受信契約を除き合計２件以上であり、支払期間を同じくして一括して放送受信料を支払う場合は、所定の手続きを行なうことにより、同一敷地内に設置した受信機についての放送受信契約のうち１件を除外した残りのそれぞれについて、放送受信料額から、その半額を減じて支払うものとする。この場合、除外する１件については、放送受信契約のうち、衛星契約、地上契約、特別契約の順位で適用する。
２　（略）	２　（略）
３　ＮＨＫは、第１項の所定の手続きにあたり、申込書記載の内容を確認できる資料の提出を受信契約者に求めることができる。受信契約者が要求された資料を提出しない場合、または当該資料によって申込書記載の内容を確認できない場合には、ＮＨＫは、第１項に定める特例を適用しないことができる。	３　ＮＨＫは、第１項の所定の手続きにあたり、申込書記載の内容を確認できる資料の提出を放送受信契約者に求めることができる。放送受信契約者が要求された資料を提出しない場合、もしくは当該資料によって申込書記載の内容を確認できない場合には、ＮＨＫは、第１項に定める特例を適用しないことができる。
４　第１項に定める特例を適用された受信契約者は、申込書記載の内容に変更が生じたときは、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。	４　第１項に定める特例を適用された放送受信契約者は、申込書記載の内容に変更が生じたときは、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。
５　ＮＨＫは、申込書記載の内容に虚偽があることまたは前項の届け出がないことが判明した場合、申込書の提出時または申込書記載の内容に変更が生じたと認められる時に遡り、第１項に定める特例を適用しないことができる。受信契約者が特例の適用された受信料を別に定める期限までに支払わない場合は、ＮＨＫは、当該請求期間および当該請求期間後の受信料に関して第１項に定める特例を適用しないことができる。	５　ＮＨＫは、申込書記載の内容に虚偽があることまたは前項の届け出がないことが判明した場合、申込書の提出時または申込書記載の内容に変更が生じたと認められる時に遡り、第１項に定める特例を適用しないことができる。放送受信契約者が特例の適用された放送受信料を別に定める期限までに支払わない場合は、ＮＨＫは、当該請求期間および当該請求期間後の放送受信料に関して第１項に定める特例を適用しないことができる。
（受信料の支払方法） 第６条　受信料の支払いは、次の各期に、当該期分を一括して行なわなければならない。 第１期　（４月および５月） 第２期　（６月および７月） 第３期　（８月および９月） 第４期　（10月および11月） 第５期　（12月および１月） 第６期　（２月および３月）	（放送受信料の支払方法） 第６条　放送受信料の支払いは、次の各期に、当該期分を一括して行なわなければならない。 第１期　（４月および５月） 第２期　（６月および７月） 第３期　（８月および９月） 第４期　（10月および11月） 第５期　（12月および１月） 第６期　（２月および３月）
２　受信契約者は、前項によるほか、当該期の翌期以降の期分の受信料を支払うことができる。ただし、当該期以降６か月分または12か月分の受信料を一括して前払するときは、期別の支払いによらないことができる。	２　放送受信契約者は、前項によるほか、当該期の翌期以降の期分の放送受信料を支払うことができる。ただし、当該期以降６か月分または12か月分の放送受信料を一括して前払するときは、期別の支払いによらないことができる。
３　受信料は、次に定める口座振替、クレジットカード等継続払または継続振込により支払うものとする。この場合の手数料はＮＨＫが負担する。 ⑴　口座振替　ＮＨＫの指定する金融機関に設定する預金口座等から、ＮＨＫの指定日に自動振替によって行なう支払いをいう。	３　放送受信料は、次に定める口座振替、クレジットカード等継続払または継続振込により支払うものとする。この場合の手数料はＮＨＫが負担する。 ⑴　口座振替　ＮＨＫの指定する金融機関に設定する預金口座等から、ＮＨＫの指定日に自動振替によって行なう支払いをいう。